

スポーツと安全

2025年9月9日

リップル法律事務所
弁護士 西脇 威夫



本日のアジェンダ

Today's Agenda

1. はじめに
2. スポーツ事故
3. リスクマネジメント



1. はじめに

- リップル法律事務所
- 第二東京弁護士会所属
スポーツ法政策研究会事務局長
- 弁護士登録後ナイキジャパンの法務部などを経て独立
- 中学より陸上競技を続けているため、競技者としての目線と法律者としての目線を併せ持ってスポーツ法務に関わっている。
- 指定管理者団体の顧問弁護士など多方面で活動
- 日本スポーツコミッション理事
- スポーツ法学会会員
- 日本プロ野球選手会公認選手代理人
- 「スポーツ事故対策マニュアル」編著者



弁護士 西脇 威夫

2. スポーツ事故

後を絶たない体育・スポーツの事故

主な重篤事故

- ① プールにおける飛び込み事故
- ② 脳振盪など頭部外傷事故
- ③ 熱中症
- ④ 落雷事故
- ⑤ 突然死
- ⑥ オーバーユース
- ⑦ ゴールポストの転倒事故
- ⑧ 組体操／むかで競争
- ⑨ プール排（環）水口事故
- ⑩ 体罰＜暴力

2. スポーツ事故

事故はなぜおこるのか

スポーツの安全に関して、広く知見を身につけることは可能であるのに、同種の事故が繰り返し生じているのはなぜか

1. 知見の共有・学習不足

- そもそも事故、事件のデータベース化がなされていない
- 情報、知見のアップデートが出来ていない

2. 競技者当人もしくは指導者・監督、施設管理者の注意／安全配慮不足

- スポーツには危険が伴う可能性があるという認識
- 事故が起こるはずがないという根拠のない自信

3. 事前の安全対策不足

- 無理のある内容
- 環境（導線、機器等不良・故障・整備不足 etc）
- 現状把握不足（自然状況、施設環境、技術力不足、健康状態 etc)

2. スポーツ事故

事故を起こさないために必要な知識を得ることが大切

スポーツ事故の情報源

- ニュース
- 裁判例
- スポーツ事故予防対策の専門書
- 各種団体が公開しているデータベース
- スポーツに詳しい専門家
- 経験

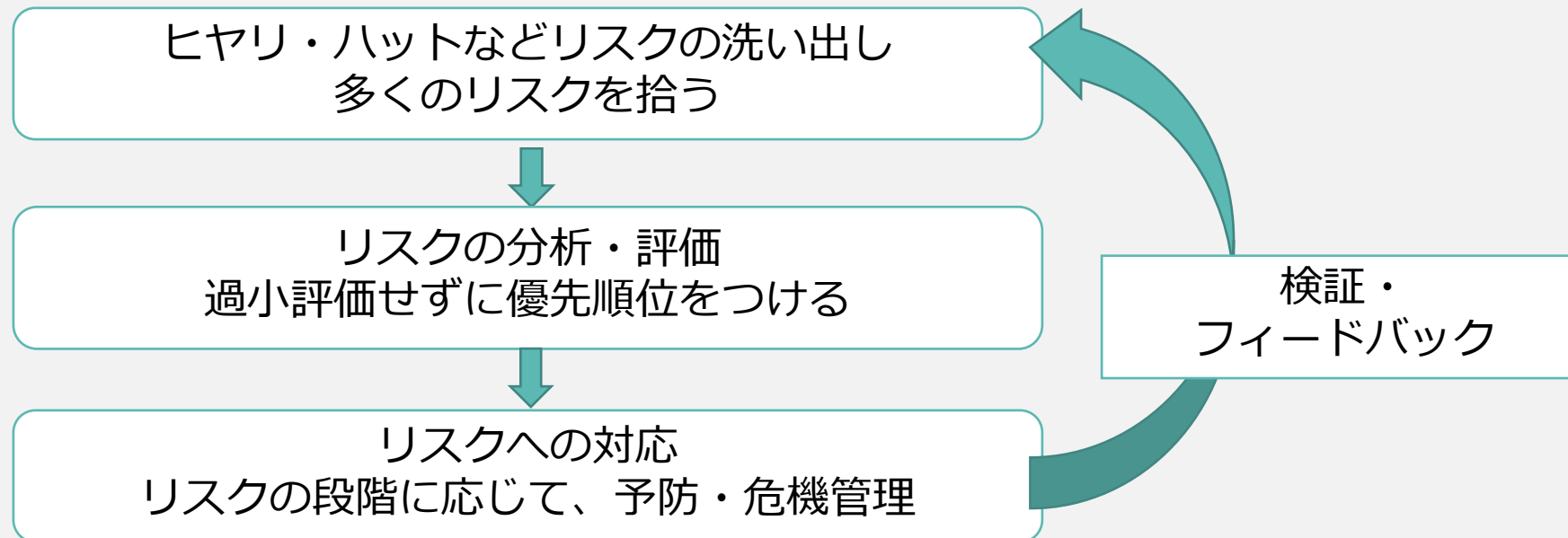
その他

- 天災 = 天気予報
- ニュース = 新しい技術や仕組みなど

2. スポーツ事故

事前に事故が起こらないよう、万全に対策が講じ、
事故が万が一起きた場合も被害の拡大を防ぎ、最小限に抑える

リスクマネジメントの流れ



2. スポーツ事故

事故発生による責任の所在

損害賠償の種類

- 不法行為に基づく損害賠償
- 債務不履行に基づく損害賠償
- 工作物責任に基づく損害賠償
- 国家賠償法に基づく損害賠償
- 製造物責任に基づく損害賠償

2. スポーツ事故

事故発生による責任の所在

道義的責任による損失

- 退学
- 競技に対する影響
- 引退
- 休部・廃部
- 就職

2. スポーツ事故

事故発生による責任の所在

不法行為（民法709条）

- 故意/過失
- 権利/利益侵害
- 損害の発生
- 因果関係
- 責任能力
- 違法性阻却事由のないこと

2. スポーツ事故

事故発生による責任の所在

先述の課外のクラブ活動中に行ったサッカーの試合中に発生した落雷によって高等学校の生徒が重い後遺症が残る負傷をした事故

過失判断

注意義務

事故の発生を予見し、それを回避する義務

「たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識が一般的であったとしても左右されるものではない。」

最高裁判所第二小法廷 平成18年3月13日判決

課外のクラブ活動中に行ったサッカーの試合中に発生した落雷によって
高等学校の生徒が重い後遺症が残る負傷をした事故

引率者でもあり監督でもあった教諭に対して
落雷事故発生危険が迫っていることを予見
すべき注意義務の違反があると判じた

当時の文献には、「運動場に居て雷鳴が聞こえるときには、
遠くても直ちに屋内に避難すべきである」とする趣旨の記載
が多く存在していた。

読んでいなかった、知らなかったでは済まない

新たな技術（ソリューション）によって、事故が予見、
回避できるようになれば、違反がないとされていたケー
スでも注意義務の違反となることもある。

2. スポーツ事故

事故発生による責任の所在

不法行為（民法709条）

損害の算定は下記を考慮される。

- 治療費
 - 通院交通費
 - 休業損害
 - 逸失利益
 - 慰謝料
-
- 過失相殺

2. スポーツ事故

事故発生による責任の所在

使用者等の責任（民法715条）

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

直接の加害者との間に使用者・被用者の関係があること
被用者が事業の執行について第三者に不法行為を行ったこと

違法性阻却事由

- ①選任及びその事業の監督について相当の注意をしていた
- ②相当の注意をしていたにもかかわらず損害が生じたこと

2. スポーツ事故

土地工作物責任（民法717条）

- 土地の工作物の設置又は保存の瑕疵により他人に損害が発生した場合、その工作物の占有者及び所有者が賠償責任を負う。
- 占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 所有者の責任は、二次的責任であり、かつ無過失責任である。

2. スポーツ事故

事故発生による責任の所在

工作物責任（民法717条）

- ・ 占有者－直接的・具体的な支配をし、損害の発生を防止しうる立場にあったこと
- ・ 損害の発生を防止するために必要なる注意をしていないこと

2. スポーツ事故

土地の工作物

- 体育館
- プール
- グラウンド
- 野球場
- ゴルフ場の練習場ネット
- 鉄棒
- サッカーのゴールポスト
- スキー場のゲレンデ

2. スポーツ事故

事故発生による責任の所在

債務不履行（民法415条）

- 帰責事由
- 債務不履行の事実があること
安全配慮義務違反
履行補助者
- 損害の発生・因果関係
- 直接的・具体的な支配をし、損害の発生を防止しうる立場にあったこと
- 損害の発生を防止するために必要なる注意をしていないこと

2. スポーツ事故

事故発生による責任の所在

刑事責任

- 過失致死、過失致傷等
- 危険の引き受け

2. スポーツ事故

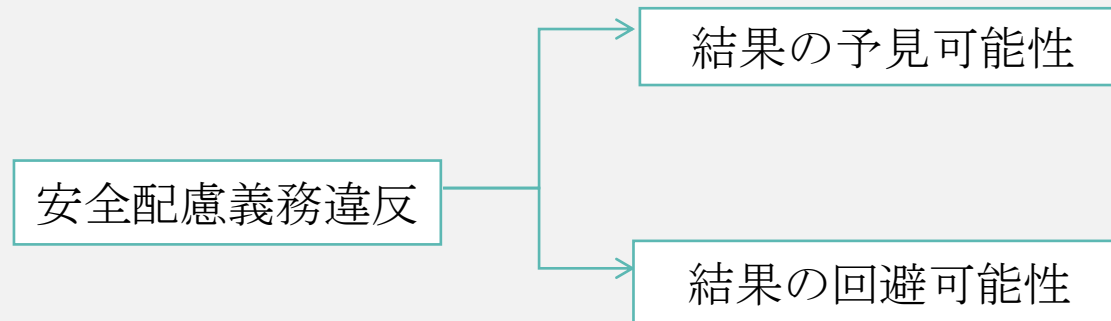
事故発生による責任の所在

大会主催者・スポーツ指導者の責任

指導者は、基本的に指導の対象となる選手の身体、健康および生命を危険から保護すべき義務を負っている。

事故の発生を予見し、それを回避する**注意義務**を負う。その事故が予見でき、回避できたにもかかわらず、適切な対応をとらなかったために発生した場合は、**安全配慮義務違反**で**損害賠償義務**を負うこととなる。

落雷や熱中症など、天候などの自然に起因した事故は、注意していれば防げるものがほとんどであり、事故が発生した場合に、指導者がその責任を問われることがあり得る。



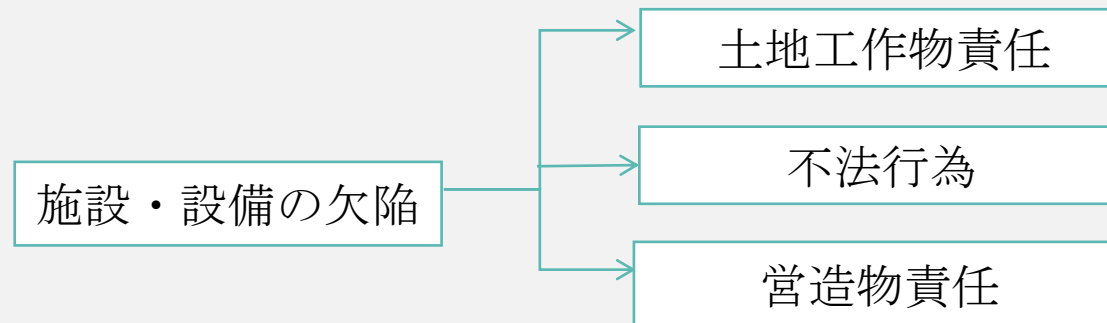
2. スポーツ事故

事故発生による責任の所在

スポーツ施設管理者の責任

事故が予見でき、回避できたにも関わらず、施設の管理者が適切な対応を取らなかったために発生した場合は、安全配慮義務違反により損害賠償責任を負うこととなる。

また、公共スポーツ施設の場合は、営造物責任が生じ、国、もしくは地方公共団体が損害賠償を負うことになる。民事訴訟においては、共同不法行為者として施設所有者と同時に管理者に対しても賠償請求をすることができるため、管理者も被告となり得る。



鹿児島地方裁判所 平成8年1月29日判決

市営多目的広場に設置されていたサッカーゴールを倒して移動させる際に、腹部にクロスバーが当たり死亡した事故

原告 被害者の両親

被告 市（施設の管理者）



- 容易に動かせないように固定する必要がある。
- 立ち入り禁止としていた多目的広場を無断で使用した。（管理者は見て見ぬふりをしていた）

鹿児島地方裁判所 平成8年1月29日判決

市営多目的広場に設置されていたサッカーゴールを倒して移動させる際に、腹部にクロスバーが当たり死亡した事故

被告の責任

- ① 予見可能性
- ② 瑕疵の有無
- ③ 過失相殺

鹿児島地方裁判所 平成8年1月29日判決

市営多目的広場に設置されていたサッカーゴールを倒して移動させる際に、腹部にクロスバーが当たり死亡した事故

予見可能性

- ①付近の中学生等が同広場を訪れ、サッカーをするために無断で立ち入り、本件ゴールを使用する可能性があった。
- ②被告は、同広場に立ち入った者が本件ゴールを使用する可能性を認識し得た。
- ③本件ゴールの重量・形状からみて、人に支障の結果を生じさせる可能性があった。

鹿児島地方裁判所 平成8年1月29日判決

市営多目的広場に設置されていたサッカーゴールを倒して移動させる際に、腹部にクロスバーが当たり死亡した事故

瑕疵

通常有すべき安全性を欠いている状態（最判昭45・8・20）

鹿児島地方裁判所 平成8年1月29日判決

市営多目的広場に設置されていたサッカーゴールを倒して移動させる際に、腹部にクロスバーが当たり死亡した事故

瑕疵の判断方法

営造物の構造、その用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的、個別的に判断すべき（最判昭53・7・4）

鹿児島地方裁判所 平成8年1月29日判決

市営多目的広場に設置されていたサッカーゴールを倒して移動させる際に、腹部にクロスバーが当たり死亡した事故

瑕疵の有無

①本件ゴールを保管する被告は、同ゴールの点等による危険が生じないように、立てた状態であればもちろん、倒しておく場合でも、地面やフェンス等に金具等で固定して保管しておく必要があった。

②ゴールをいったん倒してから移動させるという方法は、ゴールの取扱いとして通常予想されるものであって、異常な行動とは言えないと解される。

→同ゴールの設置又は管理に瑕疵があったというべき。

鹿児島地方裁判所 平成8年1月29日判決

市営多目的広場に設置されていたサッカーゴールを倒して移動させる際に、腹部にクロスバーが当たり死亡した事故

過失相殺

- ①立ち入り禁止であることを知りながら、広場に立ち入った。
- ②「倒すが」と予告した声が聞こえていたと推認されるが、漫然とリフティングを続けた。

→ 2割の過失相殺

鹿児島地方裁判所 平成8年1月29日判決

前面のゴールポストとクロスバーが全重量の大半を占めているため、前方に倒れやすい不安定な構造になっている。

(一財) 製品安全協会「移動式サッカーゴールの認定基準及び基準確認方法」で、後部フレームの浮き上がり荷重は、銅製ゴールが390N (40kgf) 以上、アルミニウムゴールは200N (20kgf) 以上と定めている。だが、**製品基準を満たしていても、風などで転倒する可能性がある。**

固定金具などで固定する必要がある。



小学校サッカーゴール事故

グラウンドにおいて体育学習(サッカー学習)ゲーム練習中、キーパーをしていた児童が、味方がゴール決めたことを喜び、自陣のゴール(鉄製縦約2m、横約3m、重さ60~80kg)の上部から垂れ下がったゴールネット用の太いロープにぶら下がったところ、ゴールが揺れたため落下し、倒れかかったゴール上部のパーが児童Aの肩から背中の部分に当たった後、下敷きになり、その後死亡した事案。

ゴールポストの固定化、安全点検などの対策がなされていなかったとして、市側に3,600万円の損害賠償を命じた。

福岡地判久留米支部令和4年6月24日

最高裁判所 平成5年3月30日判決

町立中学校校庭内テニスコートで両親がテニスをしている際に、その子どもがテニスコートの横にある審判台に昇り、審判台の座席の後部の鉄パイプを握って降りようとしたところ、審判台が後方に倒れ、下敷きとなり死亡した事故

原告 被害者の両親

被告 町



- 通常の使用を逸脱した使用によって起きた事故の場合、設置者は責任を負うのか

最高裁判所 平成5年3月30日判決

町立中学校校庭内テニスコートで両親がテニスをしている際に、その子どもがテニスコートの横にある審判台に昇り、審判台の座席の後部の鉄パイプを握って降りようとしたところ、審判台が後方に倒れ、下敷きとなり死亡した事故

テニスの審判台の後部から降りるという被害者の事故当時の使用方法を本来の用法の範疇で把握したか、異常な用法で把握したか。

最高裁判所 平成5年3月30日判決

町立中学校校庭内テニスコートで両親がテニスをしている際に、その子どもがテニスコートの横にある審判台に昇り、審判台の座席の後部の鉄パイプを握って降りようとしたところ、審判台が後方に倒れ、下敷きとなり死亡した事故

第一審	審判台の設置及び管理の瑕疵に起因することは否定できない→公の営造物の設置管理者としての責任を免れない→損害賠償
第二審	控訴棄却
最高裁判所	安全に設置してある営造物を、設置管理者が通常予測することができないような異常な方法で使用した際の注意義務は、利用者側が負うべきである→請求棄却

最高裁判所 平成5年3月30日判決

町立中学校校庭内テニスコートで両親がテニスをしている際に、その子どもがテニスコートの横にある審判台に昇り、審判台の座席の後部の鉄パイプを握って降りようとしたところ、審判台が後方に倒れ、下敷きとなり死亡した事故

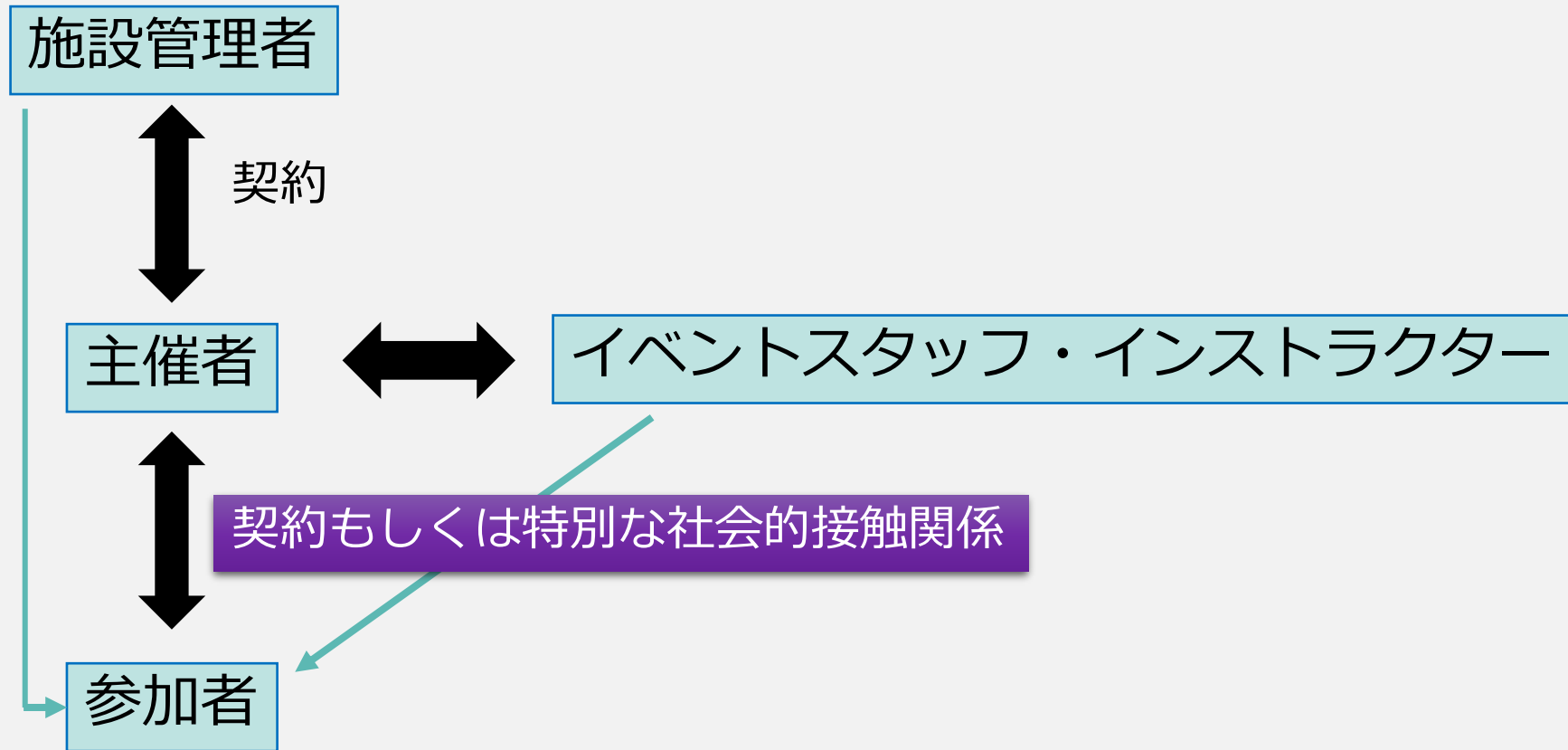
公の営造物の設置管理者は、審判台が本来の用法に従って安全であるべきことについて責任を負うのは当然として、その責任は原則としてこれをもって限度とすべく、本来の用法に従えば安全である営造物について、これを設置管理者の通常予測し得ない異常な方法で使用しないという注意義務は、利用者である一般市民の側が負うのが当然であり、幼児について、異常な行動に出ることがないようにさせる注意義務は、もとより、第一次的にその保護者にあるといわなければならない。

最高裁判所 平成5年3月30日判決

町立中学校校庭内テニスコートで両親がテニスをしている際に、その子どもがテニスコートの横にある審判台に昇り、審判台の座席の後部の鉄パイプを握って降りようとしたところ、審判台が後方に倒れ、下敷きとなり死亡した事故

「通常予想される危険の発生を防止するに足りると認められる程度のものを必要とし、かつ、これをもって足りるのではないかと解されるところである。」
(判例タイムズNo.856 198頁)

スポーツイベントの契約関係



参加申込みのないフリーイベントであっても主催者と参加者の間には、社会的接触関係があるとみなされ、主催者側に参加者に対する安全配慮義務が生じる。

スポーツイベントに関連する事故の法的責任

事故が起きた際の責任は

施設所有者・設置者	施設管理者	イベント主催者	指導者・インストラクター	参加者／競技者
営造物責任 (国・地方公共団体) 土地工作物責任 (上記以外)	土地工作物責任 注意義務 安全配慮義務	注意義務 安全配慮義務 (不法行為)	不法行為責任 安全配慮義務	不法行為

施設の瑕疵による事故

大会や教室等イベント主催者≡施設占有者：土地工作物責任（民法717条）
施設所有者：営造物責任（国家賠償法2条1項）

その他の事故

大会や教室等イベント主催者≡安全配慮義務違反（民法415条）
／不法行為（民法709条）

参加者同士(競技者同志)事故

加害者≡不法行為（民事事件：民法709条） ほか

京都地方裁判所
大阪高等裁判所

平成3年 2月22日
平成3年10月16日

町主催のトライアスロン競技会、スイム中に心臓停止し、4日後に死亡した事案
被告・控訴人：串本町（主催者）

主催者の責任

競技を主催した者は、その競技に関する契約に基づき、参加者に対し、競技を実施する義務を負う。これに付随し、その競技が危険を伴うものである場合には、その参加者が、安全に競技できるように配慮し、救助を要する事態が発生した場合には直ちに救助すべき義務を負う。

京都地方裁判所
大阪高等裁判所

平成3年 2月22日
平成3年10月16日

町主催のトライアスロン競技会、スイム中に心臓停止し、4日後に死亡した事案

主催者の責任

本件大会のように沖合で長距離を泳ぐというような水泳競技においては、競技者に溺れる者が出るなどの事故が発生する可能性を否定できないから、その主催者は、①競技コースの設定に配慮するとともに②監視者、救助担当者を配置し、③救助機器を用意して救助態勢を整え、かつ、④参加者に救助を要する事態が発生した場合や、参加者から救助の要請があった場合には直ちに救助する義務があるというべきである。

町主催のトライアスロン競技会、スイム中に心臓停止し、4日後に死亡した事案

主催者の責任

ウエットスーツ着用に対する配慮義務

このような競技会の主催者としては、参加者の水泳技能、注意力、判断力を前提に、その安全性の配慮をすれば足りるところ、参加者が低体温症あるいは疲労によって救助の意思表示ができなくなるまで泳ぎ続けるなどという異常なことまでも予想する必要はなく、競技者に水泳の継続が困難になった段階で競技中断の意思表示がされることを期待してよいというべきであり、そうであれば、結局、被控訴人においてウエットスーツの着用について、これを予め許可し、あるいは推奨すべき義務が存したとまでは認められない。

なお、水泳競技の主催者は、突発的な心臓停止等による事故に対する配慮も要するが、水温が22度程度であればこのような突発的事故が生じる可能性が高いとまではいえないから、この点はウエットスーツの着用と関係がないというべきである。

京都地方裁判所
大阪高等裁判所

平成3年 2月22日
平成3年10月16日

町主催のトライアスロン競技会、スイム中に心臓停止し、4日後に死亡した事案

主催者の責任

標識ブイ等に関する配慮

いずれも相当の経験を有する者が多数の希望者の中から選ばれており、しかも、中断の場合には本部船一隻、警戒船九隻、救助船二隻等の船艇が待機し、救助態勢が取られていたのであり、救助の主たる役割はこれらの船艇に期待されるものであるうえ、一〇〇メートル毎とはいえそのブイに掴まって休むことができたものであって、未だ、右ブイの設置およびロープのなかったことをもって、安全配慮義務を欠いたとまではいえないところである。

京都地方裁判所
大阪高等裁判所

平成3年 2月22日
平成3年10月16日

町主催のトライアスロン競技会、スイム中に心臓停止し、4日後に死亡した事案

主催者の責任

医師、看護婦配置義務

本件大会のような競技会においては、生じ得べき事故に備えて医師及び看護婦を待機させ、必要な治療をなしうる設備を設けるべきである。

本件においては、救護活動について指導を受けた消防署員等を乗り組ませており、現実に人工呼吸等の応急措置が可能であったのであるからこの点については、安全配慮義務を欠いたということとはできない。

京都地方裁判所
大阪高等裁判所

平成3年 2月22日
平成3年10月16日

町主催のトライアスロン競技会、スイム中に心臓停止し、4日後に死亡した事案

主催者の責任

手漕ぎボート等による監視

要は、競技者が救助を求めたり、救助を要する事態となった場合に速やかに救助しうる態勢にあれば足りるのであって、必ず手漕ぎボート等による監視が必要であるとまではいうことができず、手漕ぎボート等による監視がされていなかったことをもって、安全配慮義務を欠いたとまではいえないところである。

京都地方裁判所
大阪高等裁判所

平成3年 2月22日
平成3年10月16日

町主催のトライアスロン競技会、スイム中に心臓停止し、4日後に死亡した事案

	主催者(町)
京都地判	安全配慮義務違反はなかった
大阪高判	控訴棄却

静岡地方裁判所 令和4年3月4日

市とスポーツ協会が共催したマラソン大会に参加した20歳の女性が、ゴールした後岸壁から海へ転落して、低酸素症脳症による意識障害を経て、その後死亡した事案

事故の発生したマラソン大会を主催した
実行委員会の構成団体である市とNPO法人が被告。

静岡地方裁判所 令和4年3月4日

市とスポーツ協会が共催したマラソン大会に参加した20歳の女性が、ゴールした後岸壁から海へ転落して、低酸素症脳症による意識障害を経て、その後死亡した事案

本件マラソン大会において、実行委員会により「危機管理マニュアル」が作成され、その中の「〇〇マラソン危機管理規程」に基づいて、本件マラソン大会の会場等には、状況に応じた的確な規制・誘導を行い、事故及び犯罪発生を未然に防止するために警備員が配置され、海への転落事故が発生した場合の救助のための「傷病・海への転落事故対応マニュアル」により、被告らを構成団体とする実行委員会から警備業務を委託されたa社は、岸壁における転落防止対策と会場案内が業務であると認識し、岸壁に配置された警備員らも、海への転落防止のため岸壁を警備することが主たる業務である旨を認識していた。

以上を踏まえると、本件マラソン大会において、岸壁に配置された警備員は、参加者等が海へ転落するのを防止するための適切な措置を講じる義務を負っていたというべきである。

静岡地方裁判所 令和4年3月4日

市とスポーツ協会が共催したマラソン大会に参加した20歳の女性が、ゴールした後岸壁から海へ転落して、低酸素症脳症による意識障害を経て、その後死亡した事案

警備員は、いずれも岸壁に近づく亡X 1に気づかず、亡X 1が海へ転落するのを防止できなかったのであるから、周囲の監視が不十分であったといわざるを得ず、参加者等が海へ転落するのを防止するための適切な措置を講じる義務違反があったと認められる。

そして、警備員は、本件マラソン大会の主催者である被告らを構成団体とする実行委員会の委託により実行委員会が作成した「危機管理マニュアル」に従って本件マラソン大会の会場等の警備に従事していたのであり、被告らとの間に指揮監督関係が認められるというべきであるから、被告らは、民法715条1項に基づき、本件事故により亡X 1及び原告X 2が被った損害を賠償する責任を負う。

静岡地方裁判所 令和4年3月4日

市とスポーツ協会が共催したマラソン大会に参加した20歳の女性が、ゴールした後岸壁から海へ転落して、低酸素症脳症による意識障害を経て、その後死亡した事案

	市・市スポーツ協会
静岡地判	安全配慮義務違反を認め、遺族に対して、およそ3、900万円の損害賠償金の支払いを認めた
備考	主催者は、コースにより、海への転落防止措置を講じる義務を負っており、主催者側が委託した警備員は見通しの良い場所に配置されていたため、周囲への監視が不十分であった。警備員と主催者には指揮監督関係があった。

東京地方裁判所 昭和63年4月25日

ジョギングをしていたところ、競技場アップ走路付近において、スタートダッシュの練習をしていた競技場で行われた陸上競技大会に参加する選手と衝突し、傷害及び後遺症を負った事案

主催者の法的責任

安全配慮義務

陸上競技大会の主催者は、本件事故当日専用使用していたランプ下走路を含む競技場施設内において競技会運営上事故が発生しないよう選手役員等の競技関係者や観客等に対してその安全配慮をすべき義務があつたというべきであり、ランプ下走路に関していえば、北一門から入場する競技関係者以外の者がたやすくランプ下走路に立ち入ることのないよう危険防止のための適当な措置を施すべき注意義務を有していた。

東京地方裁判所 昭和63年4月25日

ジョギングをしていたところ、競技場アップ走路付近において、スタートダッシュの練習をしていた競技場で行われた陸上競技大会に参加する選手と衝突し、傷害及び後遺症を負った事案

主催者の法的責任

安全配慮義務

①競技関係者以外の者がランプ下走路に近付かないように、北一門からランプ下走路に至る経路の途中にバリカーを並べて設置させ、②更にバリカー間にロープを張らせた。また、③競技役員のうち八名ほどを場内司令としており、場内司令は、競技会運営に支障を生じないよう、競技関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に一般人が立ち入ることを監視するなどして、随時競技会場内を巡視していた。④更にランプ下走路入口付近には「無断使用禁止」と記された立札が立てられていた。

東京地方裁判所 昭和63年4月25日

ジョギングをしていたところ、競技場アップ走路付近において、スタートダッシュの練習をしていた競技場で行われた陸上競技大会に参加する選手と衝突し、傷害及び後遺症を負った事案

主催者の法的責任

安全配慮義務

主催者の注意義務を尽くすに十分なものであつたと解すべきであり、主催者において、トレーニングウェアを着た一般人が競技会が開催されていることに気付かず、前記のバリカー等を意に介することなく、ランプ下走路に近付き、多数の選手が練習中であることが明らかなランプ下走路を不用意に横切ろうとすることがあるかもしれないことを予見して、ランプ下走路の周囲にロープや柵を設置するなどしたりすべき義務があるものとは認めがたいし、トレーニングウェアを着てランプ下走路に立ち入ろうとする者のすべてを事前に一人一人厳重にチェックしたりすべき義務を有するものともいいがたい。



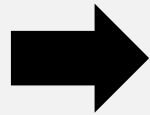
請求棄却

広島地方裁判所尾道支部 平成19年10月9日

公道で行われたサイクリング行事の参加者の自転車に衝突され、障害を負って死亡した者の遺族である原告らが、当該参加者及び本件行事の主催者代表者に対し、損害賠償を求めた事案

参加者の法的責任

前方注視義務違反



不法行為のため、損害賠償責任

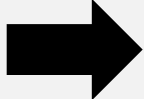
広島地方裁判所尾道支部 平成19年10月9日

公道で行われたサイクリング行事の参加者の自転車に衝突され、障害を負って死亡した者の遺族である原告らが、当該参加者及び本件行事の主催者代表者に対し、損害賠償を求めた事案

主催者の法的責任

被告は、本件行事の実行委員長として、予め本件行事参加者の自転車走行と沿線住民との間で不測の事態が生じ得ることを予測すべきであったものというべく、そして、それを回避するために、事前に本件行事を実施することを沿線住民に十分周知させるべく広報等すべきものであったというべきである。

本件においては、一般人が道路に入ることが予想される前記横断歩道近辺にコース監視員を配置し、本件のような一般人との事故を未然に防ぐ措置を採っておくべきものであったと言わざるを得ないところである。

 **不法行為のため、損害賠償責任**

落雷

- かすかにでも雷光や雷鳴を認識したら、すぐにでもグラウンドに落雷する危険があると考えて対処しなければならない。
- 雷光や雷鳴だけでなく、落雲、天気予報や携帯型雷警報機などの情報にも注意して、落雷の危険性を予測する。
- 気象庁HP「レーダー・ナウキャスト」**

当事者

- 鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車の内部は比較的安全。
- 電柱、建築物など4m以上30m未満の高い建物のでっぺんを45度以上で見上げる範囲（30mいじょうの高い物体の場合は物体から30m以内）で、その舞台から4m以上離れたところに退避し、姿勢を低くする。
- 応急処置
- 直ちに心肺蘇生法（人工呼吸+心臓マッサージ
（1秒に1回の割合で、胸骨を背骨に向かって3～5cmまっすぐ圧迫する）を施せば、助かる確率が高まる。
- AED

熱中症

熱中症は、体内での熱の産出と熱の放散のバランスが崩れて、体温が著しく上昇した状態である。

気温が高い、湿度が高い、風が弱い、日射・輻射が強いという条件は、いずれも体からの熱放散を妨げる方向に作用するため、熱中症の発生リスクを増加させる。

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃		
31	27	35	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
◇	◇	◇	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
◇	◇	◇	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
◇	◇	◇	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
◇	◇	◇		

- 1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。
 - 2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
 - 3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
- ※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

日本スポーツ協会ウェブサイトより
<https://www.japansports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

熱中症

I度

めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗筋肉痛
筋肉の硬直（こむら返り）



通常は現場で対応可能→冷所での安静、体表冷却、
経口的に水分とナトリウムの補給

II度

頭痛、嘔吐倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下



医療機関での診療が必要→体温管理、安静、十分な
水分とナトリウムの補給
(経口摂取が困難なときは点滴にて)

III度

意識障害、小脳症状、痙攣発作
入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害



入院加療（場合により集中治療）が必要→体温管理(体表
冷却に加え、体内冷却、血管内冷却などを追加)、呼吸、
循環管理、DIC治療

脳震盪

脳振盪とはプレー中の接触などにより、脳に直接または間接的に衝撃が伝わり、脳機能の低下が起こることを指す。

画像検査などで出血や炎症が確認できないものもある。

めまいや頭痛などが主な症状として挙げられるが、吐き気や光・音への過敏な反応、情緒不安定なども症状として現れることもある。

試合や練習への参加を停止し、症状が完全に消失してから徐々に復帰させることにつきる（日本脳神経外科学会）。

安全配慮義務違反にならないために

知りうる情報を元にした対策をすべて検討することが大切

主催者と参加者の間には、競技会実施に関する契約が成立競技が危険を伴うものである場合には、参加者が安全に競技できるように配慮し、救助すべき義務を負う。本件では、**救護監視体制、ウェットスーツ、標識ブイ、医師看護師の配置など安全配慮義務を果たしていた**といえる

京都地方裁判所 平成3年2月22日、大阪高等裁判所 平成3年10月16日

主催者は、正規の大会かどうかに関係なく**救急体制を整備し適切に救護する義務**を負っている。本件では、大会責任者として不適切な救護活動であったとはいえないので義務違反を認めない。

大阪高等裁判所 平成18年6月23日

警備員を見通しの良い場所に配置する

静岡地方裁判所 令和4年3月4日

4 リスクマネジメント

事故を起こさないために、最善の対策を講じ、
事故が起きてしまった場合も被害を最小限に抑えることが大切

事前確認

- ・ スタッフ教育
- ・ 参加者への配慮
- ・ 緊急避難経路
- ・ AEDの設置
- ・ 気象情報の確認
- ・ 緊急時対応マニュアル
- ・ 立ち入り禁止場所の設定と周知
- ・ 想定しうるトラブル、事故の洗い出し
- ・ ヒヤリハット徹底改善
- ・ 事前の実践的シミュレーション
- ・ 消防・警察などとの連携 など

開催中

- ・ EAP、救護体制の確認
- ・ 迅速な救命救護
- ・ 会場内、エリア内の見回り
(目配り・気配り)
- ・ 警備体制、監視員・スタッフ適正配置

終了後

- ・ ヒヤリハットの確認
- ・ 報告書の作成・改善点確認



(公社) 日本シェアリング
ネイチャー協会「イベント
安全マニュアル」

4 リスクマネジメント

イベント実施前に検討すべき項目

来場者数予測による予備方策

(他校戦形態別の収容能力、長時間継続時の流出入)

会場と会場周辺の群衆流動性やヒヤリ・ハットによる予備方策

(会場出入り口と会場アクセスの連動性、アクセスの構造条件)

プログラムによる予備方策

広報による予備方策

会場地形および海上アクセスの構造による予備方策

参加者層による予備方策

(興奮度など)

事故を起こさないための対策と体制づくり

事故発生の防止（事故を起こさないためにはあらゆる手立てをとる）

- 例：
- ①病気や症状や予防法の情報収集
 - ②マニュアル作成と指導者への徹底
 - ③体調管理
 - ④温度や湿度のチェック
 - ⑤練習中の観察
 - ⑥練習の中止やメニューの変更
 - ⑦性格の把握
 - ⑧不調を訴えやすい環境

事件や事故が万が一発生してしまった場合にも、
最小の費用と時間でそれらを最も効率よく、手際よく処置することが大切。

事故を起こさないための対策と体制づくり

スポーツ安全環境をつくる人

➤選手・家族

●知る

- ①健康状態
- ②参加・不参加の判断
- ③競技特性、安全の知識

●備える

- ①水分/栄養補給
- ②熱中症
- ③適切な用具/衣類④救急箱⑤連絡ツール

●整える

- ①体調管理（睡眠、休養、栄養管理等）
- ②練習・安全等に関する協力体制の構築

指導者/施設/団体/主催者

●知る

- ①スポーツが安全に行える環境
- ②正しいトレーニング方法・環境
- ③競技特性
- ④事故状況把握（件数・原因）
- ⑤環境把握(天候、会場設備、参加人数)

●備える

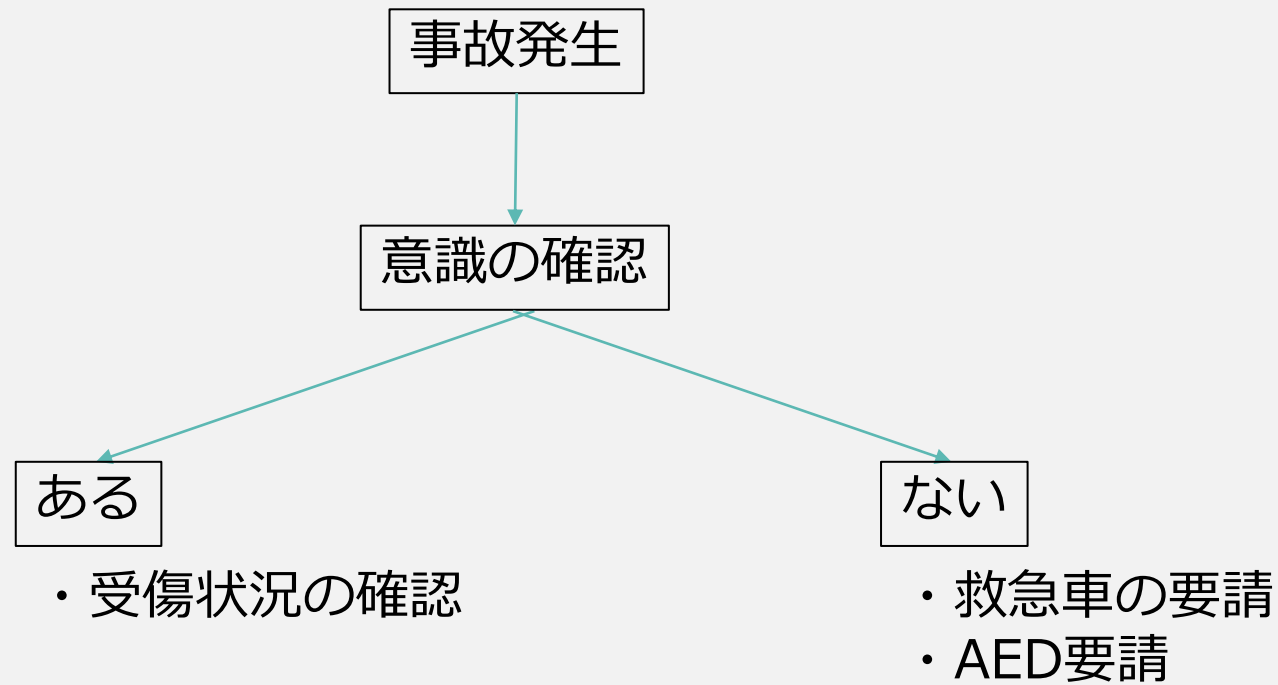
- ①天候（熱中症・雷等）
- ②適切な用具
- ③救命具（AED、担架、救急箱、氷等）
- ③ドクター、アスレティックトレーナー等の専門スタッフ
- ④連絡ツール

●整える

- ①エマージェンシーアクションプラン
- ②教育プログラム
- ③安全基準
- ④事故データ集計・分析
- ⑤施設・用具等環境の整備

火災、病人や怪我人の発生した際の対応準備

「スポーツ事故対策マニュアル」 248頁参照
事故発生時対応チャート（©特非スポーツセーフティジャパン）



- ・ 関係者への迅速な連絡
- ・ 被害者ご家族への連絡・誠意ある対応

- ・ 受傷者の対応→搬送付き添い
- ・ 怪我、事故の発生状況の把握
- ・ 定期連絡（状況共有）

火災、病人や怪我人の発生した際の対応準備

「スポーツ事故対策マニュアル」 247頁参照
EAP (Emergency Action plan) (©特非スポーツセーフティジャパン)

A4サイズの内紙1枚程度に、下記項目を埋めて。各所に貼っておく

基本情報

イベント名、施設名、住所（目印となる建物など）、TEL など

連絡先

安全責任者名 (TEL)、施設責任者名 (TEL)、施設詰医者名 (TEL)、
訓練を受けた緊急時対応スタッフ、安全管理責任者、
指定管理施設の場合は自治体所管課
医務室 (TEL)、警察署 (TEL)、消防署 (TEL)、タクシー (TEL)
病院 1～3 (院名・TEL) など

設置場所

AED、担架、消火器、救急箱、救急車（救急隊）の入口 など

けが人発生時の担当者



日本AED財団

火災、病人や怪我人の発生した際の対応準備

AED

AEDを使用後に死亡した場合、使用者に責任は生じるのか

死亡したり障害が残ったとしても

✓ 悪意や重大な過失がない限りは 賠償責任を負うことは無い

民法第698条

管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

重大な過失

少しの注意をすれば容易に結果を予見し、回避することができたのに、漫然と見過ごした、ほとんど故意に近い、著しく注意を欠如した状態

災害時の法的責任

利用者や従業員に対する安全配慮義務

災害時にも施設利用者や従業員に対する「安全配慮義務」が求められる。

先の東日本大震災の際には、従業員や顧客の生命身体が地震や津波から保護されるよう配慮すべき義務がある」として、違反した企業・団体に損害賠償責任を負わせる判例がある。

- ・ 建物が倒壊した場合の責任
- ・ 情報収集義務の責任
- ・ 責任者が現場に不在の場合の責任
- ・ 土砂災害の場合の責任
- ・ 復旧における責任
- ・ 従業員の避難の権利

- 安全配慮義務（従業員・施設利用者）
- ・ 事前の安全配慮義務（予防対策）
 - ・ 防災体制構築義務
 - ・ 防災マニュアルの周知義務
 - ・ 直後の安全配慮義務（応急対応）
 - ・ 事後の安全配慮義務（復旧対策）

事故災害対策とソリューション

ソリューション（既存・新規）による事故防止や減災の可能性。

★Wi-Fiなどのネットワークのインフラ

= 事故後の連絡を円滑に行うために必要。（line…）

（整備されていないことが注意義務違反となる可能性がある）

= 熱中症指標計の計器表示、記録

★防犯カメラ = 事故発生時の記録、災害時の記録にも転用できる

（個人情報保護の観点から取り扱いについては注意を要する）

★館内の掲示・デジタルサイネージなど

= 事故防止喚起や災害時の情報提供

= 事故発生時や災害時の適切な情報提供

= 多言語化案内

（事故を未然に防ぐための注意喚起ができるため、設置していないことが、今後注意義務違反を問われる可能性もある）

★記録システム

= 平時の記録、非常の記録

★心拍数や体温、血圧などの計測管理

★事故や災害時の記録が、事故防止につながる。

★裁判になった際の証拠ともなり得る。

★上記ソリューションが事故を未然に防ぐ気づきになる。

注意喚起

免責同意

開催中の汚損や利用者同士のトラブル等については、主催者では一切の責任を負いかねます。

- イベント参加にあたり、自らが十分な健康状態であることを判断の上で参加する。
- イベントでは、スポーツ競技により身体に怪我をする恐れがあることを理解する。
- 主催者の責によらない怪我や他のイベント参加者に怪我等を負わせた場合、施設所有者及び施設管理者、主催者のいずれに対しても、怪我等治療に関する費用や損害の賠償等その他一切の請求しない。
- 疾病、または事故に遭い負傷した場合は、施設スタッフが推奨するような治療や移動を行うこと。尚、治療費や入院・通院費、投薬代などについては参加者が負担する。
- 天候や天災によって直ちにイベントを中止または内容の変更等をしなくてはならない場合があることを理解する。
- 同伴者が怪我事故など不測の事態が起きた場合には一切の責任は参加者本人が負う。



参加者の同意により、責任を免れるという、法的効果はない。

各種保険

レクリエーション保険・スポーツファシリティーズ保険

主催者側

イベント賠償責任保険

イベント主催者が対象の保険。

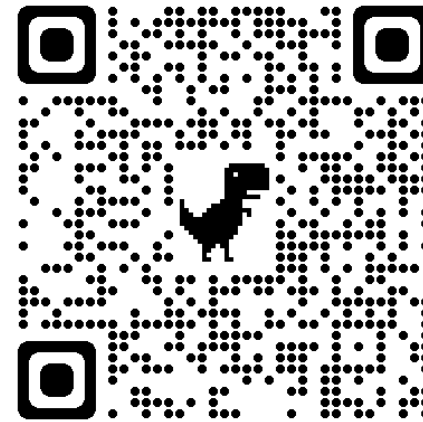
- ・参加者がイベント中にケガをした際の「傷害保険」
- ・イベント中に参加者・第三者の身体や財物に損害を与えてしまった場合の「損害賠償保険」の2つの役割

興行中止保険

不測かつ突発的な事由によりイベントが中止または延期した場合に、無駄になり、かつ回収不能となった費用または喪失する収益を補償する

施設側

施設賠償責任保険 (スポーツファシリティーズ保険)



(公財) 日本スポーツ施設協会

ありがとうございました。

弁護士 西脇 威夫

リップル法律事務所

東京都港区六本木1-4-5

アークヒルズサウスタワー16階

050-1748-9706

takeo.nishiwaki@ripple-law.com